

平成二十五年法律第九十六号

消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律

目次

第二章 総則（第一条・第二条）
第一節 共通義務確認訴訟に係る民事訴訟手続の特例（第三条—第十二条）
第二目 簡易確定手続の開始（第十五条—第二十五条）
第三目 簡易確定手続申立団体による公告及び通知等（第二十六条—第三十二条）
第四目 対象債権等の確定（第二十三条—第五十条）
第五目 費用の負担（第五十一条—第五十二条）
第六目 补則（第五十三条—第五十五条）
第一款 異議後の訴訟に係る民事訴訟手続の特例（第五十六条—第六十条）
第二節 特定適格消費者団体のする仮差押え（第六十一条—第六十四条）
第三節 特定適格消費者団体（第六十五条—第六十九条）
第四節 補則（第六十一条—第七十条）
第五節 消費者団体訴訟等支援法人の認定等（第七十一条—第八十条）
第六節 監督（第九十一条—第九十三条）
第七節 支援業務等（第一百一十七条—第一百八条）
第八節 補則（第一百四十四条—第一百五十五条）
第九章 消費者団体訴訟等支援法人（第一百六十六条—第一百二十二条）
附則（目的）
第一章 総則
第一条 この法律は、消費者契約に関する相当多数の消費者に生じた財産的被害等（財産的被害及び精神上の苦痛を受けたことによる損害をいわう。以下同じ。）について、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差により消費者が自らその回復を図ることは困難を伴う場合があることに鑑み、その財産的被害等を集団的に回復するため、特定適格消費者団体が被害回復裁判手続を行なうことができるることとすることにより、消費者の利益の擁護を図り、もつて国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 消費者 個人（事業を行う場合におけるもの）を除く。）をいう。

二 事業者 法人その他の社団又は財団及び事業を行う場合における個人をいう。

三 消費者契約 消費者と事業者との間で締結される契約（労働契約を除く。）をいう。

四 共通義務確認の訴え 消費者契約に関する相当多数の消費者に生じた財産的被害等について、事業者、事業者に代わって事業を監督する者（次条第一項第五号ロ及び第三項第三号ロにおいて「事業監督者」という。）又は事業者の被用者（以下「事業者等」と総称する。）が、これらの消費者に対し、これらの消費者に共通する事実上及び法律上の原因に基づき、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、金銭を支払う義務を負うべきことの確認を求める訴えをいう。

五 対象債権 共通義務確認の訴えの被告とされた事業者等に対する金銭の支払請求権であつて、前号に規定する義務に係るものをいう。

六 対象消費者 対象債権を有する消費者をいう。

七 簡易確定手続 共通義務確認の訴えに係る訴訟（以下「共通義務確認訴訟」という。）の結果を前提として、この法律の規定による裁判所に対する第三十三条第二項に規定する債権届出に基づき、相手方が認否をし、第四十六条第一項に規定する認否を争う旨の申出がない場合はその認否により、同項に規定する認否を争う旨の申出がある場合は裁判所の決定により、対象債権及び第十一条第二項に規定する和解金債権（以下「対象債権等」という。）の存否及び内容を確定する裁判手続を提起することができる。

八 異議後の訴訟 簡易確定手続における対象債権等の存否及び内容を確定する決定（以下「簡易確定決定」という。）に對して適法な異議の申立てがあつた後の当該請求に係る訴訟（定義）この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 事業者 個人（事業を行う場合におけるものを除く。）をいう。

二 事業者 法人その他の社団又は財団及び事業を行う場合における個人をいう。

三 事業者（当該被用者が消費者契約に関する第三十三条第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十八第一項、第九十条第一項及び第五百五十七条第一項の訴えに係る訴訟手続（第六十六条第一項第三号）において「民事執行に係る訴訟手続」といいう。）を含む。）及び特定適格消費者団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の実現を保全するための仮差押えの手続（民事保全法（平成元年法律第九十一号）第四十六条において準用する民事執行法第三十三条第一項、第三十四条第一項及び第三十八条第一項の訴えに係る訴訟手続（第六十六条第一項第一号において「仮差押えの執行に係る訴訟手続」という。）を含む。）

九 被害回復裁判手続 次に掲げる手続をいいう。

一 共通義務確認訴訟の手続、簡易確定手続及び異議後の訴訟の手続

二 特定適格消費者団体が対象債権等に関連して取得した債務名義による民事執行の手続（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第三十三条第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十八第一項、第九十条第一項及び第五百五十七条第一項の訴えに係る訴訟手続（第六十六条第一項第三号）において「民事執行に係る訴訟手続」といいう。）を含む。）及び特定適格消費者団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の実現を保全するための仮差押えの手続（民事保全法（平成元年法律第九十一号）第四十六条において準用する民事執行法第三十三条第一項、第三十四条第一項及び第三十八条第一項の訴えに係る訴訟手続（第六十六条第一項第一号において「仮差押えの執行に係る訴訟手続」という。）を含む。）

十 特定適格消費者団体 被害回復裁判手続を進行するのに必要な適格性を有する法人である適格消費者団体（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第二条第四項に規定する適格消費者団体をいう。以下同じ。）として第七十二条の定めるところにより内閣総理大臣の認定を受けた者をいう。

十一 第二章 被害回復裁判手続

第一節 共通義務確認訴訟に係る民事訴訟手続の特例（共通義務確認の訴え）

第三条 特定適格消費者団体は、事業者が消費者契約上の債務の不履行又は不法行為により、物品の権利その他の消費者契約的目的となるもの（役務を除く。次号において同じ。）以外の財産が滅失し、又は損傷したことによる損害

一 消費者契約の目的となるものの提供があるとすればその処分又は使用により得るはずであつた利益を喪失したことによる損害

二 契約上の債務の不履行又は不法行為により、物品の権利その他の消費者契約の目的となるもの（役務を除く。次号において同じ。）以外の財産が滅失し、又は損傷したことによる損害

三 契約上の債務の不履行又は不法行為により、消費者契約による製造、加工、修理、運搬又は保管に係る物品その他の消費者契約の目的となる役務の対象となつたもの以外の財産が滅失し、又は損傷したことによる損害

四 消費者契約の目的となる役務の提供があるとすれば当該役務を利用すること又は当該役務の対象となつたものを処分し、若しくは使

（いう。）を簡易確定手続開始決定をした裁判所に提出してしなければならない。

一 対象債権等について債権届出をする簡易確定手続申立団体、相手方及び届出消費者（対象債権等として裁判所に債権届出があった債権（以下「届出債権」という。）の債権者である消費者をいう。以下同じ。）並びにこれらの法定代理人

二 請求の趣旨及び原因（請求の原因については、共通義務確認訴訟において認められた義務又は和解金債権に係る事実上及び法律上の原因を前提とするものに限る。）

三 前二号に掲げるもののほか、最高裁判所規則で定める事項

4 簡易確定手続申立団体は、債権届出の時に対象消費者が事業者等に対して対象債権に基づく訴えを提起するときは民事訴訟法第一編第二章第一節の規定により日本の裁判所が管轄権を有しないときは、第一項の規定にかかわらず、当該対象債権については、債権届出をすることができない。

5 前項の対象消費者等は、簡易確定手続申立団体のうちから一の簡易確定手続申立団体限り、同項の授権をすることができる。

6 前項の授権をした対象消費者等は、当該授權を取り消すことができる。

7 第一項の授権を得た簡易確定手続申立団体の前項の規定による第一項の授権の取消しは、当該授権をした対象消費者等又は当該授権を得た簡易確定手続申立団体から相手方に通知しなければ、その効力を生じない。

8 第一項の授権を得た簡易確定手続申立団体の第七十一条第一項に規定する特定認定が、第八十条第一項各号に掲げる事由により失効し、又は第九十二条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由により取り消されたときは、当該授権は、その効力を失う。

9 備考

10 7 簡易確定手続申立団体（以下「債権届出団体」という。）の第七十一条第一項に規定する特定認定が、簡易確定手続があるまでは、債権届出の取下げがあつたものとみなす。

8 前項の規定にかかるわらは、届出消費者は、第一項の規定にかかるわらは、届出消費者が第一項の規定による公示がされた後一月の不変期間内に、同条第一項の規定による指定を受けた特定適格消費者団体に第一項の授権をすることができる。

9 備考

10 9 前項の届出消費者が同項の期間内に第一項の授権をしないときは、その届出債権については、債権届出の取下げがあつたものとみなす。

11 10 備考

12 11 備考

13 12 備考

14 13 備考

15 14 備考

16 15 備考

17 16 備考

18 17 備考

19 18 備考

20 19 備考

21 20 備考

22 21 備考

23 22 備考

24 23 備考

25 24 備考

26 25 備考

27 26 備考

28 27 備考

29 28 備考

30 29 備考

31 30 備考

32 31 備考

33 32 備考

34 33 備考

35 34 備考

36 35 備考

37 36 備考

38 37 備考

39 38 備考

40 39 備考

41 40 備考

42 41 備考

43 42 備考

44 43 備考

45 44 備考

46 45 備考

47 46 備考

48 47 備考

49 48 備考

50 49 備考

51 50 備考

52 51 備考

53 52 備考

54 53 備考

55 54 備考

56 55 備考

57 56 備考

58 57 備考

59 58 備考

60 59 備考

61 60 備考

62 61 備考

63 62 備考

64 63 備考

65 64 備考

66 65 備考

67 66 備考

68 67 備考

69 68 備考

70 69 備考

71 70 備考

72 71 備考

73 72 備考

74 73 備考

75 74 備考

76 75 備考

77 76 備考

78 77 備考

79 78 備考

80 79 備考

81 80 備考

82 81 備考

83 82 備考

84 83 備考

85 84 備考

86 85 備考

87 86 備考

88 87 備考

89 88 備考

90 89 備考

91 90 備考

92 91 備考

93 92 備考

94 93 備考

95 94 備考

96 95 備考

97 96 備考

98 97 備考

99 98 備考

100 99 備考

101 100 備考

102 101 備考

103 102 備考

104 103 備考

105 104 備考

106 105 備考

107 106 備考

108 107 備考

109 108 備考

110 109 備考

111 110 備考

112 111 備考

113 112 備考

114 113 備考

115 114 備考

116 115 備考

117 116 備考

118 117 備考

119 118 備考

120 119 備考

121 120 備考

122 121 備考

123 122 備考

124 123 備考

125 124 備考

126 125 備考

127 126 備考

128 127 備考

129 128 備考

130 129 備考

131 130 備考

132 131 備考

133 132 備考

134 133 備考

135 134 備考

136 135 備考

137 136 備考

138 137 備考

139 138 備考

140 139 備考

141 140 備考

142 141 備考

143 142 備考

144 143 備考

145 144 備考

146 145 備考

147 146 備考

148 147 備考

149 148 備考

150 149 備考

151 150 備考

152 151 備考

153 152 備考

154 153 備考

155 154 備考

156 155 備考

157 156 備考

158 157 備考

159 158 備考

160 159 備考

161 160 備考

162 161 備考

163 162 備考

164 163 備考

165 164 備考

166 165 備考

167 166 備考

168 167 備考

169 168 備考

170 169 備考

171 170 備考

172 171 備考

173 172 備考

174 173 備考

175 174 備考

176 175 備考

177 176 備考

178 177 備考

179 178 備考

180 179 備考

181 180 備考

182 181 備考

183 182 備考

184 183 備考

185 184 備考

186 185 備考

187 186 備考

188 187 備考

189 188 備考

190 189 備考

191 190 備考

192 191 備考

193 192 備考

194 193 備考

195 194 備考

196 195 備考

197 196 備考

198 197 備考

199 198 備考

200 199 備考

201 200 備考

202 201 備考

203 202 備考

204 203 備考

205 204 備考

206 205 備考

207 206 備考

208 207 備考

209 208 備考

210 209 備考

211 210 備考

212 211 備考

213 212 備考

214 213 備考

215 214 備考

216 215 備考

217 216 備考

218 217 備考

219 218 備考

220 219 備考

221 220 備考

222 221 備考

223 222 備考

224 223 備考

225 224 備考

226 225 備考

227 226 備考

228 227 備考

229 228 備考

230 229 備考

231 230 備考

232 231 備考

233 232 備考

234 233 備考

235 234 備考

236 235 備考

237 236 備考

238 237 備考

239 238 備考

240 239 備考

241 240 備考

242 241 備考

243 242 備考

244 243 備考

245 244 備考

246 245 備考

247 246 備考

248 247 備考

249 248 備考

250 249 備考

251 250 備考

252 251 備考

253 252 備考

254 253 備考

255 254 備考

256 255 備考

257 256 備考

258 257 備考

259 258 備考

260 259 備考

261 260 備考

262 261 備考

263 262 備考

264 263 備考

265 264 備考

266 265 備考

267 266 備考

268 267 備考

269 268 備考

270 269 備考

271 270 備考

272 271 備考

273 272 備考

274 273 備考

275 274 備考

276 275 備考

277 276 備考

278 277 備考

279 278 備考

280 279 備考

281 280 備考

282 281 備考

283 282 備考

284 283 備考

285 284 備考

286 285 備考

287 286 備考

288 287 備考

289 288 備考

290 289 備考

291 290 備考

292 291 備考

293 292 備考

294 293 備考

295 294 備考

296 295 備考

297 296 備考

298 297 備考

299 298 備考

300 299 備考

301 300 備考

302 301 備考

303 302 備考

304 303 備考

305 304 備考

306 305 備考

307 306 備考

308 307 備考

309 308 備考

310 309 備考

311 310 備考

312 311 備考

313 312 備考

314 313 備考

315 314 備考

316 315 備考

317 316 備考

318 317 備考

319 318 備考

320 319 備考

321 320 備考

322 321 備考

323 322 備考

324 323 備考

325 324 備考

326 325 備考

327 326 備考

328 327 備考

329 328 備考

330 329 備考

331 330 備考

332 331 備考

333 332 備考

334 333 備考

335 334 備考

336 335 備考

337 336 備考

338 337 備考

339 338 備考

340 339 備考

341 340 備考

342 341 備考

343 342 備考

344 343 備考

345 344 備考

346 345 備考

347 346 備考

348 347 備考

349 348 備考

350 349 備考

351 350 備考

352 351 備考

353 352 備考

354 353 備考

355 354 備考

356 355 備考

357 356 備考

358 357 備考

359 358 備考

360 359 備考

361 360 備考

362 361 備考

363 362 備考

364 363 備考

365 364 備考

366 365 備考

367 366 備考

368 367 備考

369 368 備考

370 369 備考

371 370 備考

372 371 備考

373 372 備考

374 373 備考

375 374 備考

376 375 備考

377 376 備考

378 377 備考

379 378 備考

380 379 備考

381 380 備考

382 381 備考

383 382 備考

384 383 備考

385 384 備考

386 385 備考

387 386 備考

388 387 備考

389 388 備考

390 389 備考

391 390 備考

392 391 備考

393 392 備考

394 393 備考

395 394 備考

396 395 備考

397 396 備考

398 397 備考

399 398 備考

400 399 備考

401 400 備考

402 401 備考

403 402 備考

404 403 備考

405 404 備考

406 405 備考

407 406 備考

408 407 備考

409 408 備考

410 409 備考

411 410 備考

412 411 備考

413 412 備考

414 413 備考

415 414 備考

416 415 備考

417 416 備考

418 417 備考

419 418 備考

420 419 備考

421 420 備考

422 421 備考

423 422 備考

424 423 備考

425 424 備考

426 425 備考

427 426 備考

428 427 備考

429 428 備考

430 429 備考

431 430 備考

432 431 備考

433 432 備考

434 433 備考

435 434 備考

436 435 備考

437 436 備考

438 437 備考

439 438 備考

440 439 備考

441 440 備考

442 441 備考

443 442 備考

444 443 備考

445 444 備考

446 445 備考

447 446 備考

448 447 備考

449 448 備考

450 449 備考

451 450 備考

452 451 備考

453 452 備考

454 453 備考

455 454 備考

456 455 備考

457 456 備考

458 457 備考

459 458 備考

460 459 備考

461 460 備考

462 461 備考

463 462 備考

464 463 備考

465 464 備考

466 465 備考

467 466 備考

468 467 備考

469 468 備考

470 469 備考

471 470 備考

472 471 備考

473 472 備考

474 473 備考

475 474 備考

476 475 備考

477 476 備考

478 477 備考

479 478 備考

480 479 備考

481 480 備考

482 481 備考

483 482 備考

484 483 備考

485 484 備考

486 485 備考

487 486 備考

488 487 備考

489 488 備考

490 489 備考

491 490 備考

492 491 備考

493 492 備考

494 493 備考

495 494 備考

496 495 備考

497 496 備考

498 497 備考

499 498 備考

500 499 備考

501 500 備考

502 501 備考

503 502 備考

504 503 備考

505 504 備考

506 505 備考

507 506 備考

508 507 備考

509 508 備考

510 509 備考

511 510 備考

512 511 備考

513 512 備考

514 513 備考

515 514 備考

516 515 備考

517 516 備考

518 517 備考

519 518 備考

520 519 備考

521 520 備考

522 521 備考

523 522 備考

524 523 備考

525 524 備考

526 525 備考

527 526 備考

528 527 備考

529 528 備考

530 529 備考

531 530 備考

532 531 備考

533 532 備考

534 533 備考

535 534 備考

536 535 備考

537 536 備考

538 537 備考

539 538 備考

540 539 備考

541 540 備考

542 541 備考

543 542 備考

544 543 備考

545 544 備考

546 545 備考

547 546 備考

548 547 備考

549 548 備考

550 549 備考

551 550 備考

552 551 備考

553 552 備考

554 553 備考

555 554 備考

556 555 備考

557 556 備考

558 557 備考

559 558 備考

560 559 備考

561 560 備考

562 561 備考

563 562 備考

564 563 備考

565 564 備考

566 565 備考

567 566 備考

568 567 備考

569 568 備考

570 569 備考

571 570 備考

572 571 備考

573 572 備考

574 573 備考

575 574 備考

576 575 備考

577 576 備考

578 577 備考

579 578 備考

580 579 備考

581 580 備考

582 581 備考

583 582 備考

584 583 備考

585 584 備考

586 585 備考

587 586 備考

588 587 備考

589 588 備考

590 589 備考

591 590 備考

592 591 備考

593 592 備考

594 593 備考

595 594 備考

596 595 備考

597 596 備考

598 597 備考

599 598 備考

600 599 備考

601 600 備考

602 601 備考

603 602 備考

604 603 備考

605 604 備考

606 605 備考

607 606 備考

608 607 備考

609 608 備考

610 609 備考

611 610 備考

612 611 備考

613 612 備考

614 613 備考

615 614 備考

616 615 備考

617 616 備考

618 617 備考

619 618 備考

620 619 備考

621 620 備考

622 621 備考

623 622 備考

624 623 備考

625 624 備考

626 625 備考

627 626 備考

628 627 備考

629 628 備考

630 629 備考

631 630 備考

632 631 備考

633 632 備考

634 633 備考

635 634 備考

636 635 備考

637 636 備考

638 637 備考

639 638 備考

640 639 備考

641 640 備考

642 641 備考

643 642 備考

644 643 備考

645 644 備考

646 645 備考

647 646 備考

648 647 備考

649 648 備考

650 649 備考

651 650 備考

652 651 備考

653 652 備考

654 653 備考

655 654 備考

656 655 備考

657 656 備考

658 657 備考

659 658 備考

660 659 備考

661 660 備考

662 661 備考

663 662 備考

664 663 備考

<p

場合において、それぞれ当該各号に定める者は、その手続を受け継がなければならない。

一 共通義務確認訴訟の手続、簡易確定手続（次号に掲げる簡易確定手続を除く。）又は仮差押命令に係る仮差押えの手続（仮差押えの執行に係る訴訟手続を含む。）第九十三条第一項の規定による指定を受けた特定適格消費者団体

二 簡易確定手続（簡易確定決定があつた後の手続に限る。）又は異議後の訴訟の手続 第九十三条第一項の規定による指定を受けた特定適格消費者団体（第三十四条第一項又は第五十七条第一項の授権を得た場合に限る。）又は届出消費者

三 特定適格消費者団体が対象債権等に関して取得した債務名義に係る民事執行に係る訴訟手続 第九十三条第三項の規定による指定を受けた特定適格消費者団体

前項の規定は、訴訟代理人がある間は、適用しない。

3 第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、共通義務確認訴訟又は簡易確定手続（特定適格消費者団体であつた法人が債権届出をした場合を除く。）において、他に当事者である特定適格消費者団体がある場合には、適用しない。（関連する請求に係る訴訟手続の中止）

第六十七条 共通義務確認訴訟が係属する場合において、当該共通義務確認訴訟の当事者である事業者等と対象消費者との間に他の訴訟が係属し、かつ、当該他の訴訟が当該共通義務確認訴訟の目的である請求又は防御の方法と関連する請求に係るものであるときは、当該他の訴訟の受訴裁判所は、当事者の意見を聴いて、決定で、その訴訟手続の中止を命ずることができ。前項の受訴裁判所は、同項の決定を取り消すことができる。

2 前項の受訴裁判所は、同表の上欄に掲げる場合において、同表の中欄に掲げる日から六月以内に、同表の下欄に掲げる対象債権について民法第二百四百三十三条第二項の書面を当該共通義務確認の時効の完成猶予があるときは、当該対象債権の時効の完成猶予に関する事由があるときは、当該対象債権の訴えに提起し、又は民事訴訟法第

訴えが係属していた裁判所に提出した時に、当該事由があつたものとみなす。
一 共通義務確認の訴えの当該取扱いの効力が生じた場合
二 共通義務確認の訴えを当該裁判が確定した場合
三 第十五条第一項に規定する特定適格消費者団体が間の満訴訟において認められた義務に係る対象債権
四 第十五条第二項に規定する特定適格消費者団体が間の満てて認められた義務に係る対象債権（第十五条第二項ただし書に規定する部分を除く。）
五 簡易確定手続開始の申立ての取下げ（届出期間満了後にされたものを除く。）が確定した場合
六 第十三条规定する簡易確定手続開始の申立てを判が確めた申立てに係るもののを除く。）が確定した場合
七 （共通義務確認訴訟の判決が再審により取り消された場合の取扱い）

二 共通義務確認の訴えの当該取扱いの効力が生じた場合

二 共通義務確認の訴えを当該裁判が確定した場合

三 第十五条第一項に規定する特定適格消費者団体が間の満訴訟において認められた義務に係る対象債権

四 第十五条第二項に規定する特定適格消費者団体が間の満てて認められた義務に係る対象債権（第十五条第二項ただし書に規定する部分を除く。）

五 簡易確定手続開始の申立ての取下げ（届出期間満了後にされたものを除く。）が確定した場合

六 第十三条规定する簡易確定手続開始の申立てを判が確めた申立てに係るもののを除く。）が確定した場合

七 （共通義務確認訴訟の判決が再審により取り消された場合の取扱い）

訴えが係属していた裁判所に提出した時に、当該事由があつたものとみなす。
一 共通義務確認の訴えの当該取扱いの効力が生じた場合
二 共通義務確認の訴えを当該裁判が確定した場合
三 第十五条第一項に規定する特定適格消費者団体が間の満訴訟において認められた義務に係る対象債権
四 第十五条第二項に規定する特定適格消費者団体が間の満てて認められた義務に係る対象債権（第十五条第二項ただし書に規定する部分を除く。）
五 簡易確定手続開始の申立ての取下げ（届出期間満了後にされたものを除く。）が確定した場合
六 第十三条规定する簡易確定手続開始の申立てを判が確めた申立てに係るもののを除く。）が確定した場合
七 （共通義務確認訴訟の判決が再審により取り消された場合の取扱い）

二 共通義務確認の訴えの当該取扱いの効力が生じた場合

二 共通義務確認の訴えを当該裁判が確定した場合

三 第十五条第一項に規定する特定適格消費者団体が間の満訴訟において認められた義務に係る対象債権

四 第十五条第二項に規定する特定適格消費者団体が間の満てて認められた義務に係る対象債権（第十五条第二項ただし書に規定する部分を除く。）

五 簡易確定手続開始の申立ての取下げ（届出期間満了後にされたものを除く。）が確定した場合

六 第十三条规定する簡易確定手続開始の申立てを判が確めた申立てに係るもののを除く。）が確定した場合

七 （共通義務確認訴訟の判決が再審により取り消された場合の取扱い）

が取り消されたことによつてその前提を欠くこととなる部分に限る。）を却下しなければならない。
一 前項の決定に対しても、即時抗告をすることができる。
2 前項の決定に係る訴訟手続の執行に係る訴訟の判決が取り消されたことによつてその前提を欠くこととなる部分に限る。）を却下しなければならない。
3 第一項の場合には、第五十六条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされる事が係属する裁判所は、判決で、当該訴え（当該簡易確定手続開始決定の前提となつた共通義務確認訴訟の判決が取り消されたことによつてその前提を欠くこととなる部分に限る。）を却下しなければならない。
（最高裁判所規則）
第七十条 この章に定めるもののほか、被害回復裁判手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。
第三章 特定適格消費者団体
第一節 特定適格消費者団体の認定等（特定適格消費者団体の認定）
第七十一条 適格消費者団体は、内閣総理大臣の認定（以下「特定認定」という。）を受けた場合に限り、被害回復関係業務を行なうことができること。
2 前項に規定する「被害回復関係業務」とは、次に掲げる業務をいう。
一 被害回復裁判手続に関する業務（第三十四条第一項又は第五十七条第一項の授権に係る債権に係る裁判外の和解を含む。）
二 前号に掲げる業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集に係る業務
三 第一号に掲げる業務に付随する対象消費者等に対する情報の提供及び金銭その他の財産の管理に係る業務
4 内閣総理大臣は、前項の申請をした適格消費者団体が次に掲げる要件の全てに適合しているとき限り、特定認定を受けることができる。
3 特定認定を受けようとする適格消費者団体は、内閣総理大臣に特定認定の申請をしなければならない。
4 内閣総理大臣は、前項の申請をした適格消費者団体が次に掲げる要件の全てに適合しているとき限り、特定認定を受けることができる。
5 被害回復関係業務を適正に遂行するに足りる経理の基礎を有すること。
6 被害回復関係業務に関して支払を受ける報酬又は費用がある場合には、その額又は算定方法、支払方法その他必要な事項を定めており、これが消費者の利益の擁護の見地から不當なものでないこと。
7 前項第二号の業務規程には、被害回復関係業務の実施の方法、被害回復関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法、被害回復関係業務の実施に関する金銭その他の財産を及ぼすおそれがないこと。

が取り消されたことによつてその前提を欠くこととなる部分に限る。）を却下しなければならない。

一 共通義務確認の訴えの当該取扱いの効力が生じた場合

二 共通義務確認の訴えを当該裁判が確定した場合

三 第十五条第一項に規定する特定適格消費者団体が間の満訴訟において認められた義務に係る対象債権

四 第十五条第二項に規定する特定適格消費者団体が間の満てて認められた義務に係る対象債権（第十五条第二項ただし書に規定する部分を除く。）

五 簡易確定手続開始の申立ての取下げ（届出期間満了後にされたものを除く。）が確定した場合

六 第十三条规定する簡易確定手続開始の申立てを判が確めた申立てに係るもののを除く。）が確定した場合

七 （共通義務確認訴訟の判決が再審により取り消された場合の取扱い）

（その理事に關し、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 被害回復関係業務の執行を決定する機関として理事をもつて構成する理事会が置かれており、かつ、定款で定めるその決定の方法が次に掲げる要件に適合していると認められること。

の管理の方法その他の内閣府令で定める事項が定められていないなければならない。この場合において、業務規程に定める被害回復関係業務の実施の方法には、簡易確定手続授権契約及び訴訟授権契約の内容並びに請求の放棄・和解又は上訴の取下げをしようとする場合において第三十一条第一項又は第五十七条第一項において単に「授権をした者（第八十二条第一項において専門委員会）」の意思を確認するための措置、前項第四号の検討を行う部門における専門委員会からの助言又は意見の聴取に関する措置及び役員、職員又は専門委員が被害回復裁判手続の相手方と特別の利害関係を有する場合の措置その他業務の公正な実施の確保に関する措置が含まれていなければならない。

6 次の各号のいずれかに該当する適格消費者団体は、特定認定を受けることができない。

一 この法律、消費者契約法その他消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく处分に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの

二 第九十二条第一項各号又は第二項各号に掲げる事由により特定認定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しないもの

三 役員のうちに次のイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

イ この法律、消費者契約法その他消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく处分に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

ロ 各号又は第二項各号に掲げる事由により特定認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該特定適格消費者団体の役員であった者でその取消しの日から三年を経過しないもの

（特定認定の申請）

第七十二条 前条第三項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出してしなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 被害回復関係業務を行おうとする事務所の所在地

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

四 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 差止請求関係業務を相当期間にわたり継続一定款

二 差止請求関係業務を相当期間にわたり継続して適正に行つてることを証する書類

三 被害回復関係業務に関する業務計画書

四 被害回復関係業務を適正に遂行するための体制が整備されていることを証する書類

五 業務規程

六 役員、職員及び専門委員に関する次に掲げる書類

イ 氏名、役職及び職業を記載した書類

ロ 住所、略歴その他の内閣府令で定める事項を記載した書類

七 最近の事業年度における財産目録、貸借対照表又は次のイ若しくはロに掲げる法人の区分に応じ、当該イ若しくはロに定める書類（第九十九条第二項第七号及び第一百十条第一項において「財産目録等」という）。その他

八 活動法人（第九十八条第一項及び第二項において単に「特定非営利活動法人」といいう。）同法第二十七条第三号に規定する活動計算書

九 一般社団法人又は一般財團法人一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第一百二十三条第成二項（同法第一百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する損益計算書（公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第五十五条（規定する公益認定を受けている場合においては、内閣府令で定める書類））

十 被害回復関係業務に関する支払を受ける報酬又は費用がある場合には、その額又は算定方法、支払方法その他必要な事項を記載した書類

十一 その他内閣府令で定める書類

（特定認定の申請に関する公告及び縦覧）

第七十三条 内閣総理大臣は、特定認定の申請があつた場合には、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨並びに前条第一項第一号及び第二号に掲げる事項を公告するとともに、同条第二項各号（第六号ロ、第九号及び第十一号を除く。）に掲げる書類を、公告の日から二週間、公衆の縦覧に供しなければならない。

（特定認定の公示等）

第七十四条 内閣総理大臣は、特定認定をしたときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定適格消費者団体の名称及び住所、被害回復関係業務を行う事務所の所在地並びに当該特定認定をした日を公示するとともに、当該特定適格消費者団体に対し、その旨を書面により通知するものとする。

十二 被害回復関係業務を行おうとする事務所の新規登録の申請があつた場合において、当該特定適格消費者団体は、内閣府令で定めるところにより、特定適格消費者団体である旨について、被害回復関係業務を行う事務所において見やすいように掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めるに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。第一百一条第二項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

十三 特定適格消費者団体でないと誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

（特定認定の有効期間等）

第七十五条 特定認定の有効期間は、当該特定認定の日ににおける当該特定認定に係る消費者契約法第十三条第一項の認定の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

十四 特定認定の有効期間の満了後引き続き被害回復関係業務を行おうとする特定適格消費者団体は、その有効期間の更新を受けなければならない。

（変更の届出）

第七十六条 特定適格消費者団体は、第七十二条第一項各号に掲げる事項又は同条第二項各号（第二号及び第十一号を除く。）に掲げる書類に記載した事項に変更があつたときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。ただし、その変更が内閣府令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

（合併の届出及び認可等）

第七十七条 特定適格消費者団体である法人が他の特定適格消費者団体である法人と合併をしたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人のこの法律の規定による特定適格消費者団体としての地位を承継する。

- 四 第二号の判決又は同号の決定が確定したとき。
- 五 共通義務確認訴訟における和解が成立したとき。
六 前二号に掲げる場合のほか、共通義務確認訴訟又は仮差押命令に関する手続が終了したとき。
- 七 共通義務確認訴訟に関し、請求の放棄、和解、上訴の取下げその他の内閣府令で定める手続に係る行為であつて、それにより確定判断及びこれと同一の効力を有するものが存することとなるものをしようとするとき。
- 八 第十六条第三項の規定による通知を受けたとき。
- 九 簡易確定手続開始の申立て又はその取下げをしたとき。
- 十 簡易確定手続開始決定があつたとき。
- 十一 第二十六条第一項、第二項前段又は第三項の規定による公告をしたとき。
- 十二 第二十七条第一項の規定による通知をしたとき。
- 十三 その他被害回復関係業務に関し内閣府令で定める手続に係る行為がされたとき。
- 内閣総理大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、全ての特定適格消費者団体及び内閣府令で定める方法により、他の特定適格消費者団体に該報告の日時及び概要その他内閣府令で定める事項を伝達するものとする。
- (個人情報の取扱い)
- 第十八条 特定適格消費者団体は、被害回復關係業務に関し、消费者的個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合するにより特定の個人を識別することができる)を閲覧することができる状態に置く措置その他の内閣府令で定める方法により、他の特定適格消費者団体に該報告の日時及び概要その他内閣府令で定める事項を伝達するものとする。

- かじめ、当該消費者の同意を得なければならぬい。
- 三 特定適格消費者団体は、被害回復関係業務において消費者の個人情報を適正に管理するため必要な措置を講じなければならない。
- 四 第八十六条 特定適格消費者団体の役員、職員若しくは専門委員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由がなく、被害回復関係業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。(氏名等の明示)
- 五 第八十七条 特定適格消費者団体の被害回復関係業務に従事する者は、その被害回復関係業務を行ふに当たり、被害回復裁判手続に係る相手方の請求があつたときは、当該特定適格消費者団体の名称、自己の氏名及び特定適格消費者団体における役職又は地位その他内閣府令で定める事項を、その相手方に明らかにしなければならない。
- 六 第八十八条 特定適格消費者団体は、消费者的財産的被害等の回復に資するため、対象消費者等に対し、共通義務確認の訴えを提起したこと、共通義務確認訴訟の確定判決の内容その他の必要な情報を提供するよう努めなければならない。(情報の提供)
- 七 第八十九条 特定適格消費者団体は、次に掲げる場合を除き、その被害回復裁判手続に係る相手方から、その被害回復裁判手続の進行に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産上の利益を受けてはならない。(財産上の利益の受領の禁止等)
- 八 第九十条 特定適格消費者団体は、被害回復関係業務に係る経理を他の業務に係る経理と区分して整理しなければならない。(区分経理)
- 九 第九十一条 内閣総理大臣は、特定適格消費者団体が、第七十一条第四項第二号から第七号までに掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該特定適格消費者団体に対し、これらの要件に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 第九十二条 内閣総理大臣は、特定適格消費者団体に於ける裁判手続における判決(確定判決と同一の効力を有するもの、仮執行の宣言を解に基づく義務の履行として金銭その他の財産上の利益を受けるとき)。
- 二 被害回復裁判手続における判決(確定判決と同一の効力を有するもの、仮執行の宣言を付した届出債権支払命令及び第六十一条第一項の申立てについての決定を含む。次号において同じ)又は第五十一条第三項若しくは第五十二条第一項若しくは民事訴訟法第七十三条第一項の決定により訴訟費用(簡易確定手続の費用、和解の費用及び調停手続の費用を含む)を負担することとされた相手方から当該訴訟費用に相当する額の償還として財産上の利益を受けるとき。
- 三 第九十三条 内閣総理大臣は、前項に定めるもののはか、特定適格消費者団体が第七十一条第六項第三号に該当するに至つたと認めるとき、その他特定適格消費者団体又はその役員、職員若しくは専門委員が第八十九条第三項の規定に違反したとき。
- 四 内閣総理大臣は、第一項又は第二項の規定による取消しをしたときは、内閣府令で定めることにより、その旨及びその取消しをした日を公示するとともに、特定適格消費者団体があつた法人に対し、その旨を書面により通知するものとする。この場合において、当該特定適格消費者団体があつた法人を当事者とする被害回復裁判手続が現に係属しているときは、その被害

- 三 被害回復裁判手続における判決に基づく民事執行の執行費用に相当する額の償還として財産上の利益を受けるとき。
- 四 第九十四条 内閣総理大臣は、特定適格消費者団体について、次の各号のいずれかに掲げる事由があるときは、特定認定を取り消すことができる。
- 一 偽りの他不正の手段により特定認定、第十七条第二項の有効期間の更新又は第七十一条第三項若しくは第七十八条第三項の認可を受けたとき。
- 二 第七十一条第四項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったとき。
- 三 第七十一条第六項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく处分に違反したとき(次項第二号に該当する場合を除く)。
- 五 内閣総理大臣は、前項の規定による取消しほか、特定適格消費者団体について、次の各号のいずれかに掲げる事由があるときは、特定認定又は消費者契約法第十三条第一項の認定を取り消すことができる。
- 一 被害回復裁判手続において、特定適格消費者団体がその相手方と通謀して請求の放棄又は対象消費者等の利益を害する内容の和解をしたときその他の対象消費者等の利益に著しく反する訴訟その他の手続の進行を行つたと認められるとき。
- 二 第八十九条第一項又は第二項の規定に違反したとき。
- 三 当該特定適格消費者団体の役員、職員又は専門委員が第八十九条第三項の規定に違反したとき。
- 四 内閣総理大臣は、第一項又は第二項の規定による取消しをしたときは、内閣府令で定めることにより、その旨及びその取消しをした日を公示するとともに、特定適格消費者団体があつた法人に対し、その旨を書面により通知するものとする。この場合において、当該特定適格消費者団体があつた法人を当事者とする被害回復裁判手続が現に係属しているときは、その被害

回復裁判手続が係属している裁判所に對して
も、その取消しをした旨を通知しなければなら
ない。(手続を受け継ぐべき特定適格消費者団体の指
定等)

第九十三条 被害回復裁判手続(第二条第九号ロ
に規定する民事執行の手続を除く。)の当事者
である特定適格消費者団体に係る特定認定が、
第八十条第一項各号に掲げる事由により失効
し、若しくは前条第一項各号若しくは第二項各
号に掲げる事由により取り消されるとき、又は
これら的事由により既に失効し、若しくは既に
取り消されているときは、内閣総理大臣は、當
該被害回復裁判手続を受け継ぐべき特定適格消
費者団体として他の特定適格消費者団体を指定
するものとする。ただし、共通義務確認訴訟又
は簡易確定手続(特定適格消費者団体であつた
法人が債権届出をした場合を除く。)において、
他に当事者である特定適格消費者団体があると
きは、この限りでない。

第三条に規定する特定適格消費者団体に係
る特定認定が、第八十条第一項各号に掲げる事
由により失効し、若しくは前条第一項各号若し
くは第二項各号に掲げる事由により取り消され
るとき、又はこれらの事由により既に失効し、
若しくは既に取り消されているときは、内閣総
理大臣は、第三条に規定する特定適格消费者
団体として他の特定適格消费者団体を指定する
ものとする。ただし、同条に規定する特定適格
消费者団体が他にあるときは、この限りでな
い。

対象債権等に係る債務名義を取得した特定適
格消費者団体又はその民事執行法第二十三条第
一項第三号に規定する承継人である特定適格消
費者団体に係る特定認定が、第八十条第一項各
号に掲げる事由により失効し、若しくは前条第
一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由によ
り取り消されるとき、又はこれらの事由により
既に失効し、若しくは既に取り消されていると
きは、内閣総理大臣は、同法第二十三条第一項
第三号に規定する承継人となるべき特定適格消
費者団体として他の特定適格消费者団体を指定
するものとする。

内閣総理大臣は、前三項の規定による指定を
受けた特定適格消费者団体(以下この項及び次
項において「指定特定適格消费者団体」とい
う。)について、特定認定が、第八十条第一項

各号に掲げる事由により失効し、若しくは既に
失効し、又は前条第一項各号若しくは第二項各
号に掲げる事由により取り消されるときは、指
定特定適格消费者団体に係る指定を取り消さ
なければならぬ。

二 第一項から第三項までの規定による指定は、
第一項から第三項までの規定による指定がさ
れたときは、特定適格消费者団体であつた法人
は、遅滞なく、その指定を受けた特定適格消
費者団体に引き継ぐために必要な一切の行
為をしなければならない。

第四節 極則

合併若しくは第七十八条第三項の事業の全部
の譲渡の不可処分(以下この号において「
特定認定取消処分等」という。)が取り消さ
れ、又は特定認定取消処分等の取消し若しく
はその無効若しくは不存在の確認の判決が確
定したとき。

二 消費者契約法第十三条第一項の認定の取消
処分、同項の認定の有効期間の更新拒否処分
若しくは同法第十九条第三項の合併若しくは
同法第二十条第三項の事業の全部の譲渡の不
認可処分(以下この号において「
特定認定取消処分等」という。)が取り消され、又は認定取
消処分等の取消し若しくはその無効若しくは
不存在の確認の判決が確定したとき。

三 内閣総理大臣は、第一項から第三項までの規
定による指定をしたときは、内閣府令で定める
ところにより、その旨及びその指定をした日を
公示するとともに、その指定を受けた特定適格
消费者団体に対し、その旨を書面により通知す
るものとする。第四項の規定により当該指定を
取り消したときも、同様とする。

四 前項前段の場合において、特定適格消费者団
体であつた法人を当事者とする被害回復裁判手
續が現に係属しているときは、内閣総理大臣
は、その被害回復裁判手続が係属している裁判
所に対しても、その指定をした旨を通知しなけ
ればならない。

五 次の各号に掲げる場合には、当該各号の指定
を受けた特定適格消费者団体は、遅滞なく、知
れていける届出消費者に、各別にその旨を通知し
なければならない。

六 第一項の規定による指定がされた場合(特
定適格消费者団体であつた法人が簡易確定手
續(当該特定適格消费者団体であつた法人が
債権届出をした場合に限る。)又は異議後の
訴訟の手続の当事者であったときに限る。)

二 第三項の規定による指定がされた場合
は、被害回復関係業務に関する情報を広く国民
に提供するため、インターネットの利用その他
適切な方法により、特定適格消费者団体の名称
及び住所並びに被害回復関係業務を行う事務所
の所在地その他内閣府令で定める必要な情報を
公表することができる。

三 内閣総理大臣は、独立行政法人国民生活セン
ターに、前二項に規定する情報の公表に関する
業務を行わせることができる。

(特定適格消费者団体への協力等)

九 第一項から第三項までの規定により書類の提供を受けた特定適
格消费者団体は、当該書類を当該被害回復裁判手
續を適切に進行するため必要な限度において
作成した書類で内閣府令で定めるものを提供するこ
とができる。

十 前項の規定により書類の提供を受けた特定適
格消费者団体は、当該書類を当該被害回復裁判手
續の用に供する目的以外の目的のために利用
し、又は提供してはならない。

第五章 消費者団体訴訟等支援法人の認定

第九十五条 内閣総理大臣は、消費者の財産的被
害等の防止及び救済に資するため、特定適格消
費者団体から第八十四条第一項(第一号及び第
七号に係る部分を除く。)の規定による報告を受
けたときは、インターネットの利用その他適
切な方法により、速やかに、共通義務確認訴訟
の確定判決(確定判決と同一の效力を有するも
のを含む。)の概要、簡易確定手続開始決定の
概要、第二十六条第一項、第二項前段及び第三
項の規定による公告の概要、第二十七条第一項
の規定による通知の概要、当該特定適格消费者
団体の名称及び当該共通義務確認訴訟の相手方
の氏名又は名称その他の内閣府令で定める事項を
公表するものとする。

二 前項に規定する事項のほか、内閣総理大臣
は、被害回復関係業務に関する情報を広く国民
に提供するため、インターネットの利用その他
適切な方法により、特定適格消费者団体の名称
及び住所並びに被害回復関係業務を行う事務所
の所在地その他内閣府令で定める必要な情報を
公表することができる。

三 内閣総理大臣は、独立行政法人国民生活セン
ターに、前二項に規定する情報の公表に関する
業務を行わせることができる。

(消費者団体訴訟等支援法人の認定)

九十九条 内閣総理大臣は、特定非営利活動法
人又は一般社団法人若しくは一般財團法人であ
つて、次に掲げる要件に該当すると認められる
もの(適格消费者団体である法人を除く。)を、
その申請により、次項に規定する業務(以下こ
の規定による)を受けることとする。

の章及び第一百七十七条第二項第二号において「支援業務」という。)を行う者として認定することができる。

- 一 適格消費者団体又は特定適格消費者団体を支援する活動を行うことを主たる目的とし、現にその活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていると認められること。
- 二 消費者の財産的被害等の防止及び救済に資するための啓発活動及び広報活動の実績が相当程度あること。
- 三 支援業務の実施に係る組織、支援業務の実施の方法、支援業務に関する知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法、支援業務の実施に関する金銭その他の財産の管理の方法その他支援業務を適正に遂行するための体制及び業務規程が適切に整備されていること。
- 四 支援業務を適正に遂行するに足りる経理的基礎を有すること。
- 五 支援業務以外の業務を行うことによって支援業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 六 前項の規定による認定(以下この章及び第一百七十七条第一項において「支援認定」という)を受けた特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人(以下「消費者団体訴訟等支援法人」という。)は、次に掲げる業務を行ふものとする。

一 特定適格消費者団体の委託を受けて、対象

消費者等に対する情報の提供、金銭の管理そ

の他の特定適格消費者団体が行う被害回復関

係業務に付随する事務であつて内閣府令で定

めるものを行うこと。

二 特定適格消費者団体とその被害回復裁判手

続に係る相手方との合意により定めるところ

により、相手方通知その他の当該相手方が行

うべき被害回復裁判手続における事務であつ

て内閣府令で定めるものを行うこと。

三 被害回復関係業務が円滑かつ効果的に実施

されるよう、内閣府令で定めるところによ

り、特定適格消費者団体に対する助言、被害

回復関係業務に関する情報の公表その他の内

閣府令で定める事務を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、内閣総理大臣

の委託を受けて、次に掲げる業務を行うこと。

イ 第九十五条第一項及び第二項の規定によ

る公表

口 この法律の実施のために必要な情報の収集その他の内閣府令で定める事務

法人の役員であった者でその取消しの日から三年を経過しないもの

ハ 暴力団員等

(支援認定の申請)

第一項第三号の業務規程には、支援業務の実施の方法、支援業務の実施に知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法、支援業務の実施に関する金銭その他の財産の管理の方法その他支援業務を適正に遂行するための体制及び業務規程が定められていないければならない。

第二項第三号の業務規程には、支援業務の実施の方法、支援業務の実施に知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法、支援業務の実施に関する金銭その他の財産の管理の方法その他支援業務を適正に遂行するための体制及び業務規程が定められていないければならない。

第三項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出してしなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 支援業務を行おうとする事務所の所在地

前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

二 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

四 次の各号のいずれかに該当する者は、支援認定を受けることができない。

一 この法律、消費者契約法その他の規定又は

これらの規定に基づく処分に違反して罰金の

益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若

しくはこれらの法律に基づく命令の規定又は

変更その他の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(支援認定の取消し等)

第一百十三条 内閣総理大臣は、消費者団体訴訟等支援法人について、次の各号のいずれかに掲げたる事由があるときは、支援認定を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により支援認定又は第三百三十三条第三項若しくは第四百四十三条第三項の認可を受けたとき。

二 特定非営利活動促進法第四十三条第一項又は第二項の規定により設立の認証を取り消されたとき。

三 第百八十八条第一項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなつたとき。

四 第百九十八条第四項各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたとき。

五 支援業務の実施に関し、対象消費者等の利益に著しく反する行為をしたと認められるとき。

六 前各号に掲げるもののほか、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく处分に違反したとき。

七 内閣総理大臣は、前項各号に掲げる事由により支援認定を取り消したときは、内閣府令で定めることにより、その旨及びその取消しをした日を公示するとともに、当該消費者団体訴訟等支援法人に対し、その旨を書面により通知するものとする。

第五章 雜則

(官公庁等への協力依頼)

第一百四条 内閣総理大臣は、この法律の実施のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(権限の委任)

第一百五十五条 内閣総理大臣は、前二章及び前条の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

第六章 罰則

第一百六十六条 特定適格消費者団体の役員、職員又は専門委員が、特定適格消費者団体の被害回復裁判手続に係る相手方から、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、当該特定適格消費者団体における次に掲げる行為の報酬として、金銭その他の財産上の利益を受け、又は第三者(当該特定適格消費者団体を含む。)に受けさせ

たときは、三年以下の拘禁刑又は三百六十円以下の罰金に処する。

一 共通義務確認の訴えの提起、簡易確定手続若しくは異議後の訴訟に関する民事執行の申立ての開始の申立て、債権届出、簡易確定手続若しくは第六十一条第一項の申立てをしないこと

又は第六十二条第一項の申立てをしないこと

二 第三十四条第一項又は第五十七条第一項の授権に係る債権に係る裁判外の和解をすることが又はしなかつたこと。

三 被害回復裁判手続を終了させること又は終了させたこと。

四 第百九十九条第二項若しくは第一百一条第二項の規定による報告をせずに、若しくは虚偽の報告をせずに、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

五 第百二十一条第一項の規定による報告をせずに、若しくは虚偽の報告をせずに、若しくは虚偽の作成をしたとき。

六 第百二十二条第一項の規定による報告をせずに、若しくは虚偽の報告をせずに、若しくは虚偽の届出をしたとき。

七 第百二十三条第一項の規定による報告をせずに、若しくは虚偽の報告をせずに、若しくは虚偽の届出をしたとき。

八 第百二十四条第一項の規定による報告をせずに、若しくは虚偽の報告をせずに、若しくは虚偽の届出をしたとき。

九 第百二十五条第一項の規定による報告をせずに、若しくは虚偽の報告をせずに、若しくは虚偽の届出をしたとき。

十 第百二十六条第一項の規定による報告をせずに、若しくは虚偽の報告をせずに、若しくは虚偽の届出をしたとき。

十一 第百二十七条第一項の規定による報告をせずに、若しくは虚偽の報告をせずに、若しくは虚偽の届出をしたとき。

十二 第百二十八条第一項の規定による報告をせずに、若しくは虚偽の報告をせずに、若しくは虚偽の届出をしたとき。

十三 第百二十九条第一項の規定による報告をせずに、若しくは虚偽の報告をせずに、若しくは虚偽の届出をしたとき。

十四 第百三十条第一項の規定による報告をせずに、若しくは虚偽の報告をせずに、若しくは虚偽の届出をしたとき。

十五 第百三十一条第一項の規定による報告をせずに、若しくは虚偽の報告をせずに、若しくは虚偽の届出をしたとき。

十六 第百三十二条第一項の規定による報告をせずに、若しくは虚偽の報告をせずに、若しくは虚偽の届出をしたとき。

十七 第百三十三条第一項の規定による報告をせずに、若しくは虚偽の報告をせずに、若しくは虚偽の届出をしたとき。

十八 第百三十四条第一項の規定による報告をせずに、若しくは虚偽の報告をせずに、若しくは虚偽の届出をしたとき。

十九 第百三十五条第一項の規定による報告をせずに、若しくは虚偽の報告をせずに、若しくは虚偽の届出をしたとき。

に掲げる書類に虚偽の記載をして提出したとき。

二 第七十四条第三項の規定に違反して、特定適格消費者団体であると誤認されるおそれのある文字をその名称中に用い、又はその業務に関し、特定適格消費者団体であると誤認されるおそれのある表示をしたとき。

三 第百一条第三項の規定に違反して、消費者団体訴訟等支援法人であると誤認されるおそれのある表示をしたとき。

四 第五百七十七条第四項の規定に違反して、正当の罰金に処する。

五 第五百七十七条第五項の規定に違反して、正当の罰金に処する。

六 第五百七十七条第六項の規定に違反して、正当の罰金に処する。

七 第五百七十七条第七項の規定に違反して、正当の罰金に処する。

八 第五百七十七条第八項の規定に違反して、正当の罰金に処する。

九 第五百七十七条第九項の規定に違反して、正当の罰金に処する。

十 第五百七十七条第十項の規定に違反して、正当の罰金に処する。

十一 第五百七十七条第十一項の規定に違反して、正当の罰金に処する。

十二 第五百七十七条第十二項の規定に違反して、正当の罰金に処する。

十三 第五百七十七条第十三項の規定に違反して、正当の罰金に処する。

十四 第五百七十七条第十四項の規定に違反して、正当の罰金に処する。

十五 第五百七十七条第十五項の規定に違反して、正当の罰金に処する。

十六 第五百七十七条第十六項の規定に違反して、正当の罰金に処する。

十七 第五百七十七条第十七項の規定に違反して、正当の罰金に処する。

十八 第五百七十七条第十八項の規定に違反して、正当の罰金に処する。

十九 第五百七十七条第十九項の規定に違反して、正当の罰金に処する。

二十 第五百七十七条第二十項の規定に違反して、正当の罰金に処する。

二十一 第五百七十七条第二十一項の規定に違反して、正当の罰金に処する。

一 第二十六条第一項、第二項前段若しくは第三項の規定による公告をすることを怠り、又は不正の公告をした者

二 第二十六条第二項前段若しくは第二十七条第一項の規定による通知をすることを怠り、又は不正の通知をした者

三 第二十七条第二項の規定による通知をすることを怠り、又は不正の通知をした者

四 第二十七条第三項の規定による通知をすることを怠り、又は不正の通知をした者

五 第二十七条第四項の規定による通知をすることを怠り、又は不正の通知をした者

六 第二十七条第五項の規定による通知をすることを怠り、又は不正の通知をした者

七 第二十七条第六項の規定による通知をすることを怠り、又は不正の通知をした者

八 第二十七条第七項の規定による通知をすることを怠り、又は不正の通知をした者

九 第二十七条第八項の規定による通知をすることを怠り、又は不正の通知をした者

十 第二十七条第九項の規定による通知をすることを怠り、又は不正の通知をした者

十一 第二十七条第十項の規定による通知をすることを怠り、又は不正の通知をした者

十二 第二十七条第十一項の規定による通知をすることを怠り、又は不正の通知をした者

十三 第二十七条第十二項の規定による通知をすることを怠り、又は不正の通知をした者

十四 第二十七条第十三項の規定による通知をすることを怠り、又は不正の通知をした者

十五 第二十七条第十四項の規定による通知をすることを怠り、又は不正の通知をした者

十六 第二十七条第十五項の規定による通知をすることを怠り、又は不正の通知をした者

十七 第二十七条第十六項の規定による通知をすることを怠り、又は不正の通知をした者

十八 第二十七条第十七項の規定による通知をすることを怠り、又は不正の通知をした者

十九 第二十七条第十八項の規定による通知をすることを怠り、又は不正の通知をした者

二十 第二十七条第十九項の規定による通知をすることを怠り、又は不正の通知をした者

融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十六条の改正規定及び同法第二百三十二条の改正規定、第一百四十五条中民事再生法第一百五十五条の次に一条を加える改正規定及び同法第一百五十五条第三項の改正規定（民事執行法（昭和十四年法律第四号）第八十五条）を「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る）、第一百六十一条第一項の規定、第二百二十二条中会社更生法第一百十条第三項の改正規定（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五条）を「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る）、「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る）。

附則（令和五年六月一六日法律第六三号抄）

融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十六条の改正規定及び同法第二百三十二条の改正規定、第一百四十五条中民事再生法第一百五十五条の次に一条を加える改正規定及び同法第一百五十五条第三項の改正規定（民事執行法（昭和十四年法律第四号）第八十五条）を「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る）、第一百六十一条第一項の規定、第二百二十二条中会社更生法第一百十条第三項の改正規定（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五条）を「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る）、「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る）。

第一条（施行期日）この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 第二条（罰則に関する経過措置）この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 第三条（政令への委任）この附則に定めるものほか、この法律の施行に必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第一条（施行期日）この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 第二条（罰則に関する経過措置）この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 第三条（政令への委任）この附則に定めるものほか、この法律の施行に必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。